

問1 ここで言う「誘客の多角化」とはどのようなことか。

○将来的なインバウンドへの活用を見据え、新型コロナウイルス感染症の影響による旅行スタイルの変化に対応し、地域が新たな旅行スタイルを確立することにより、新たな市場開拓などに繋がることを想定しています。そのために本事業において万全の感染症対策を検討し、現場レベルで徹底することで、旅行者の不安を払拭し、国内観光需要の再生を図りたいと考えています。

問2 これは補助金とは異なるか。補助率等はないということで良いか。

○補助金ではありません。支援対象経費について、上限2,000万円、国費100%の事業です。

問3 事業実施にあたって、事前の概算払いや都度精算していただくことは可能か。

○調査事業者（事務局）からの概算払いや都度精算は対応できません。ご留意の上、応募を検討ください。

問4 精算時に領収書は必須なのか。例えば請求書のみで精算は可能か。

○支払を確認できる領収書がなければ調査事業者（事務局）による支払ができません。ご留意の上、応募を検討ください。

問5 次年度への事業の繰り越しは可能か。

○次年度に繰り越すことはできません。令和3年3月7日までに調査事業者（事務局）へ支援を受ける事業の最終報告書及び事業収支決算書、指定する経理に関する帳票書類等の提出が必要です。

問6 支援対象者（提案者）は誰になるのか。

- 地方公共団体（都道府県、市町村）、観光協会、民間企業、その他地域において観光振興に取り組む団体等です。ただし、地方公共団体以外の場合は、地方公共団体との連携を必須とします。
なお採択時に、連携先の地方公共団体への確認を行うため、確実に承諾を得ていただくようお願いいたします。

問7 観光地域づくり法人(DMO)と連携や調整は必要か。

- 地域 DMO・地域連携 DMO のマネジメントエリアに含まれない市町村もあるため、必須ではありません。ただし、多様な関係者との連携した取組が望ましいと考えています。

問8 同一市町村内で複数の応募は認められるのか。例えば 2,000 万円の事業を 3 件申請することは可能か。

- 同じ市町村であっても複数の応募は可能です。

問9 新規のイベントも支援の対象となるのか。既存のイベント限定か。

- 新規のイベントも支援の対象となります。

問10 対象はインバウンドだけか。国内旅行者も対象となるのか。または両者とも対象可能か。

- 国内居住者を主なターゲットとし、将来的なインバウンドへの活用も見据えた取組としてください。

問11 令和3年3月7日より後に開催予定のイベントは、支援の対象になるか。

- 支援の対象にはなりません。令和3年3月7日までに調査事業者（事務局）へ支援を受ける事業の最終報告書及び事業収支決算書、指定する経理に関する帳票書類等の提出が必要です。

問 12 外部有識者はどのようなことをするのか。

○観光イベントにおける集客ターゲットの設定、観光資源磨き上げの方向性、効果的なプロモーション方法、安心安全に観光することができる環境作り等、事業実施にあたって地域の課題や相談に対する助言を想定しており、地域の実情をお伺いし、調査事業者（事務局）と調整したうえで派遣します。

問 13 「新しい生活様式」の実践を意識とあるが、どの程度までの取組が求められるのか。

○業種毎のガイドラインの実践は必須であり、観光客がより安心安全に観光することができる環境作りをすることが重要です。各地域によって取組の内容は異なると考えておりますので、ご検討ください。

なお採択後に、業種毎のガイドラインや地域の感染対策を参考にして、取組毎にそれを実行するマニュアル等を作成・実施する必要があります。この点にご留意いただき、「リスクの洗い出し」「リスクに対する具体的な対策」「スタッフ内のマニュアルの周知徹底・研修」「定期的なチェック」等の徹底を行い、コロナ禍においても安全・安心に誘客が可能な状態を作り上げることを提案書作成の段階からご検討ください。

また、以上に述べた事項が、コンテンツの告知開始時には遂行されていることが原則として求められます。

問 14 業種ごとに作成された感染拡大予防ガイドラインを遵守することとあるが、どの業種のガイドラインを見ればよいかわからない。（スポーツイベントなど）

○例えば、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大防止ガイドライン[公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会]」など、それぞれの取組において最も適していると思われるガイドラインをご参考にしてください。

問 15 提案書に記載した金額から事業開始後に変更になっても問題ないか。

○選定時に決定した金額が上限額となり、増額は認められません。減額や内容の変更については、調査事業者（事務局）と調整のうえ実施することになります。

問 16 イベント開催に関して、入場料等を徴収することは可能か。

○イベントにおいて入場料(チケット代等)を設定することは可能ですが、本事業実施期間中に、本事業を通じて入場料等による収入が発生した場合は、支援金額から収入金額分を減額します。ただし、本事業の趣旨に沿って、支援対象経費として認められる経費を自己負担で支出した場合は、収入金額から自己負担分を差し引くことができ、そのうえで収入金額が残る(上回る)場合は、当該金額を支援金額から減額します。ご留意の上、応募を検討ください。なお、詳細は採択後に配布するマニュアルに沿ってご対応ください。

問 17 対象地域が同じ場合でも、取組内容が異なれば複数の事業について応募してもよいか。

○同じ対象地域であっても複数の応募は可能です。

問 18 一次公募で採択された事業者が、取組内容は同様であるが対象地域が異なる事業について、応募は可能か。

○実証事業の観点から、同じ取組内容のものについては採用される可能性は低くなると思われます。

問 19 一次公募で採択された地方公共団体が、二次公募で他の事業者と連携し、再度応募することは可能か。

○問題ありません。

問 20 新型コロナウイルス感染症対策にあたり実施事業者はどの程度の対応が必要となるか。

○業種毎のガイドラインの実践は必須であり、観光客がより安心安全に観光することができる環境作りをすることが重要です。各地域によって取組の内容は異なると考えておりますので、ご検

討ください。

なお採択後に、業種毎のガイドラインや地域の感染対策を参考にして、取組毎にそれを実行するマニュアル等を作成・実施する必要があります。この点にご留意いただき、「リスクの洗い出し」「リスクに対する具体的な対策」「スタッフ内のマニュアルの周知徹底・研修」「定期的なチェック」等の徹底を行い、コロナ禍においても安全・安心に誘客が可能な状態を作り上げることを提案書作成の段階からご検討ください。また、以上に述べた事項が、コンテンツの告知開始時には遂行されていることが原則として求められます。

問 21 二次公募に採択された場合、採択から事業終了までの期間が短く、3月までの履行は厳しいと考えられるが、履行期限の延長は可能か。

○履行期限の延長はできません。令和3年3月7日までに調査事業者（事務局）へ支援を受ける事業の最終報告書及び事業収支決算書、指定する経理に関する帳票書類等の提出が必要です。ご留意の上、応募を検討ください。

問 23 一次公募の採択は予定よりも1月程度遅れているが、二次公募の採択も11月中旬より遅れた場合、3月までの履行は厳しいと考えられるが、救済措置はあるのか。

○事業年度の関係上、履行期限の延長はできません。採択時に調査事業者（事務局）より確認を行いますので、令和3年3月7日までに調査事業者（事務局）へ支援を受ける事業の最終報告書及び事業収支決算書、指定する経理に関する帳票書類等の提出が難しいと判断される場合は、申請を取り下げさせていただくことになります。ご留意の上、応募を検討ください。

問 24 一次公募で不採択となったため、二次公募への応募を予定している。一次公募の採択の結果発表が遅れたため、二次公募提出までの期間が短かったのだが、救済措置はあるか。

○審査と事業実施期間の関係から当該期間を設定しているため、これ以上の期間の確保はできません。ご理解の程よろしくお願いたします。

問 25 一次公募で採択されたが、再度公募に応募することは可能か。

○再度応募することは可能ですが、実証事業の観点から、同じ取組内容のものについては採用される可能性は低くなると思われます。

問 26 観光資源の磨き上げを実施し、入場料等の収入が発生した場合は、支援金額に影響があるのか。

○本事業実施期間中に、本事業を通じて入場料等による収入が発生した場合は、支援金額から収入金額分を減額します。ただし、本事業の趣旨に沿って、支援対象経費として認められる経費を自己負担で支出した場合は、収入金額から自己負担分を差し引くことができ、そのうえで収入金額が残る(上回る)場合は、当該金額を支援金額から減額します。ご留意の上、応募を検討ください。なお、詳細は採択後に配布するマニュアルに沿ってご対応ください。